

「つながる募金」サービス利用規約

本規約は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)が提供する「つながる募金」サービス(以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めるものです。

本規約は、本サービスを利用されるすべての方に適用されます。本サービスをご利用の際は、必ずご確認ください、同意の上ご利用ください。

本サービスを利用されるソフトバンク契約者には、当社の「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」および「My SoftBank 利用規約」が別途適用されます。

第1条(定義)

本規約において、次に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有します。

- (1) 「本サービス」とは、本規約に定める方法で、登録非営利活動団体等へ寄付を行うことができるサービスをいいます。
- (2) 「お客さま」とは、本サービスを利用する方をいいます。但し、個人の方に限ります。
- (3) 「ソフトバンク契約者」とは、お客さまのうち、当社との間で通信契約を締結されている契約者(これらの契約者から当該通信契約に係る処分権を与えられている方を含みます)をいいます。
- (4) 「ソフトバンクスマートフォン契約者」とは、ソフトバンク契約者のうち、ソフトバンクスマートフォンをご利用の方をいいます。
- (5) 「通信契約約款」とは、当社の 3G 通信サービス契約約款および 4G 通信サービス契約約款の総称またはそれらの一方をいいます。
- (6) 「通信契約」とは、通信契約約款に基づく当社の電気通信サービスについての利用契約をいいます。
- (7) 「ソフトバンク携帯電話」とは、通信契約に基づく当社の電気通信サービスの利用に際し、使用されている通信端末をいいます。
- (8) 「登録非営利活動団体等」とは、本サービスの寄付先団体として登録された非営利活動団体等をいいます。
- (9) 「寄付専用サイト」とは、登録非営利活動団体等ごとに当社が提供する、本サービスにおける寄付専用サイトをいいます。
- (10) 「団体ウェブサイト等」とは、寄付専用サイトへのアクセス用バナーが設置された、登録非営利活動団体等のウェブサイトおよび登録非営利活動団体等に係る Facebook などの告知媒体をいいます。
- (11) 「本サービス専用ウェブサイト」とは、本サービスの内容を紹介し、登録非営利活動団体等の一覧を掲載する当社の本サービス専用ウェブサイトをいいます。
- (12) 「料金月」とは、各暦月の起算日から、その翌暦月の起算日の前日までの期間をいいます。
- (13) 「起算日」とは、当社が通信契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。
- (14) 「当社指定請求日」とは、料金月に応じて、当社が別途定める請求日をいいます。
- (15) 「My SoftBank」とは、My SoftBank 利用規約に基づき設定される、ソフトバンク契約者専用サイトをいいます。
- (16) 「当社通信網」とは、通信契約約款に規定する DS-CDMA 方式、FDD-LTE 方式、AXGP 方式により、符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。
- (17) 「ソフトバンクスマートフォン」とは、ソフトバンク携帯電話のうち、Android™搭載端末(一部機種を除く)または iOS 搭載端末をいいます。

(18) 「領収書発行希望申込者情報」とは、お客さまが登録非営利活動団体等による領収書の発行を希望した場合に、当社が当該登録非営利活動団体等に通知する第3条(1)③または同条(2)②に定める情報をいいます。

(19) 「Tポイント」とは、株式会社Tポイント・ジャパンが提供する「Tポイント」を当社が定めるポイントプログラム(Tポイント)提供条件書に従い、ソフトバンク契約者に対して提供するポイントサービスをいいます。

第2条(寄付の申込み)

1 本サービスにおいて、お客さまは次の定めに従い、登録非営利活動団体等に対する寄付の申込みを行うものとします。

(1) 寄付専用サイトからの寄付申込み

i. ソフトバンクスマートフォン契約者の場合

寄付の申込みは次の(ア)、(イ)いずれかの方法となります。

(ア) ソフトバンク携帯電話料金支払いによる申込み

- ① 団体ウェブサイト等のバナーからアクセスされた登録非営利活動団体等の寄付専用サイトにて、当該登録非営利活動団体等への寄付の申込みを行うことができます。但し、ウェブ使用料未加入の場合は当該寄付申込みを行うことができず、また、一部のソフトバンクスマートフォンでは当該寄付申込みができない場合があります。なお、寄付金額は100円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円から選択していただきます。
- ② ①に従い選択した金額を1回に限って、当該登録非営利活動団体等に対し寄付を行うこと(以下「都度寄付」といいます)、または①に従い選択した金額を毎月継続して当該登録非営利活動団体等に対し寄付を行うこと(以下「継続寄付」といいます)を選択して、当該寄付の申込みを行うことができます。
- ③ 寄付専用サイトから寄付を行いうる1ヵ月(暦月における1日～末日)あたりの上限金額は、料金月に関係なく、1通信契約に係る通信回線ごとに、都度寄付、継続寄付それぞれ最大30,000円まで(以下「寄付専用サイト寄付上限月額」といいます)とします。継続寄付に係る各暦月の寄付金額の計算は、既に申し込まれた継続寄付に基づき当該暦月に発生することが予定されている金額を含んだ上でなされます。継続寄付を行った場合には、翌月以降は、毎月、当該月における継続寄付の申込日と同じ日が継続寄付応答日となります。なお、翌月以降、継続寄付の申込日と同じ日がない月の場合には、当該月の末日が継続寄付応答日となります。

(イ) Tポイントによる申込み

- ① 団体ウェブサイト等のバナーからアクセスされた登録非営利活動団体等の寄付専用サイトにて、当該登録非営利活動団体等への寄付の申込みを行うことができます。但し、ウェブ使用料未加入の場合は当該寄付申込みを行うことができず、また、一部のソフトバンクスマートフォンでは当該寄付申込みができない場合があります。なお、利用ポイントは1～10,000ポイントをお客様にて入力いただきます。
- ② Tポイントによる寄付申込みは、都度寄付に限ります。

ii. ソフトバンクスマートフォン契約者以外の場合

- ① 団体ウェブサイト等のバナーからアクセスされた登録非営利活動団体等の寄付専用サイトにて、当該登録非営利活動団体等への寄付の申込みを行うことができます。なお、寄付金額は100円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円から選択していただきます。

- ② ①に従い選択した金額を1回に限って、当該登録非営利活動団体等に対し寄付を行うこと(以下「都度寄付(クレジット)」といいます)、または①に従い選択した金額を3か月、6か月、12か月から期間を選択して当該登録非営利活動団体等に対し寄付を行うこと(以下「継続寄付(クレジット)」といいます)を選択して、当該寄付の申込みを行うことができます。
- ③ 継続寄付(クレジット)を行った場合には、翌月以降は、毎月、当該月における継続寄付(クレジット)の申込日と同じ日が継続寄付(クレジット)応答日となります。なお、翌月以降、継続寄付(クレジット)の申込日と同じ日がないう月の場合には、当該月の末日が継続寄付(クレジット)の応答日となります。

(2) ソフトバンク携帯電話からの架電による寄付申込み

- ① ソフトバンク契約者の方は、ソフトバンク携帯電話から本サービスに係る寄付専用番号に架電し、寄付金額をダイヤル入力することにより、登録非営利活動団体等のうち、当社が指定した非営利活動団体等へ寄付申込みを行うことができます。なお、寄付金額は、1円以上1,000円以下の額から選択できます。
- ② ソフトバンク携帯電話からの架電により寄付を行いうる1ヵ月(暦月における1日～末日)あたりの上限金額は、料金月に関係なく、1通信契約に係る通信回線ごとに、最大5,000円まで(以下「電話寄付上限月額」といいます)とします。
- ③ ソフトバンク携帯電話からの架電による寄付申込みは、都度寄付に限ります。
- ④ ソフトバンク契約者以外のお客さまによる本(2)号に定める方法での寄付申込みはできません。

2 お客さまは、当社に対し、寄付先である登録非営利活動団体等の活動内容に対して、何らの請求、苦情の申立て等を行わないものとします。

第3条(寄付専用サイトからの寄付申込みにおける領収書発行希望申込み・解除)

本サービスにおいて、寄付専用サイトから寄付申込みをした場合には、お客さまは次の定めに従い、登録非営利活動団体等に対し、領収書発行希望の申込み(以下「領収書発行希望申込み」といいます)を行うことができます。但し、領収書発行希望申込みがなされても、登録非営利活動団体等が、領収書発行希望に応じない場合があります。

(1) ソフトバンクスマートフォン契約者の場合

(ア) ソフトバンク携帯電話支払いによる申込み

- ① 団体ウェブサイト等のバナーからアクセスされた登録非営利活動団体等の寄付専用サイトの寄付終了画面または本サービス専用ウェブサイトにて、領収書発行希望申込みを行うことができます。但し、一部のソフトバンクスマートフォンでは当該申込みができない場合があります。
- ② 領収書発行希望申込みを行った日から領収書発行希望解除の手続きがなされるまでは、その間に、第2条第1項(1)イ(ア)に従い寄付申込みがなされ(領収書発行希望申込みを行った日より前に、第2条第1項(1)イ(ア)に従い継続寄付の申込みがなされたもののうち、当該申込日以降に継続寄付の申込日および継続寄付応答日が到来し、当該継続寄付に係る支払がなされるものを含みます)、当該寄付申込みに係る寄付金額を当社が受領した場合に、当社はその都度、当該寄付金額受領日を含む月の翌月末までに当該寄付先の登録非営利活動団体等に対して、③に定める当該ソフトバンクスマートフォン契約者の情報を通知します。
- ③ ②において、寄付先の登録非営利活動団体等に対して通知する情報は、当社が当該ソフトバンクスマートフォン契約者との通信契約に関連して取得・管理している「携帯電話番号、氏名、氏名(ふりがな)、住所、メー

メールアドレスおよび固定連絡先電話番号(当社に対して届出がなされている場合に限りです)」と該当する都度寄付の申込日、継続寄付の申込日、継続寄付応答日、寄付額、寄付種別(都度寄付または継続寄付)です。

- ④ 領収書発行希望を解除する場合には、団体ウェブサイト等のバナーからアクセスされた登録非営利活動団体等の寄付専用サイトの寄付終了画面または本サービス専用ウェブサイトにて解除手続きをしていただきます。

(イ) Tポイントによる寄付申込み

- ① Tポイントによる寄付申込みの場合は、領収書発行希望申込みを行うことはできません。

(2) ソフトバンクスマートフォン契約者以外の場合

(ア) クレジットカード払いによる寄付申込み

- ① 団体ウェブサイト等のバナーからアクセスされた登録非営利活動団体等の寄付専用サイトにて、第2条第1項(1)iiに従い寄付の申込みをするとともに、当該寄付について領収書発行を希望する旨、氏名、氏名(ふりがな)、郵便番号、住所を入力したうえで、領収書発行希望申込みを行うことができます(氏名、氏名(ふりがな)は、寄付のお支払に利用されるクレジットカードと同一の名義に限ります)。なお、領収書発行希望申込みは、同時に申込みをした寄付についてのみなされるものですので、領収書発行を希望する寄付の申込みを行う場合は、都度寄付(クレジット)を申込みの場合には、その都度、領収書発行希望申込みを行っていただく必要があり、継続寄付(クレジット)を申込みの場合には、寄付の申込の際に領収書発行希望申込みを行っていただく必要があります。
- ② ①に従い領収書発行希望申込みがなされた場合、当該寄付金額を当社が受領した日を含む月の翌月末までに、当社は当該寄付先の登録非営利活動団体等に対して、①に従い入力された「氏名、氏名(ふりがな)、住所」、第4条(1)ii ①に従い入力された「電話番号、メールアドレス」および「該当する寄付の申込日、寄付額」を通知します。

第4条(寄付金の支払)

第2条に基づき申し込まれた寄付に係る寄付金額のお支払いは、次の定めに従うものとします。

(1) 寄付専用サイトからの寄付申込み

i. ソフトバンクスマートフォン契約者の場合

寄付の申込みは次の(ア)、(イ)いずれかの方法となります。

(ア) ソフトバンク携帯電話料金支払いによる申込み

- ① 第2条第1項(1)i(ア)に基づき申込みがなされた寄付金額は、当該申込みを行った際に利用した通信回線に係る通信契約または寄付専用サイトに入力された携帯電話番号に係る通信契約に基づき発生する月々の携帯電話ご利用料金およびウェブ通信料等(以下「携帯電話料金等」といいます)とあわせて当社にお支払いいただきます。なお、当社は、受領した当該寄付金額を、当社が別途定める期日に、当該ソフトバンクスマートフォン契約者により選択された登録非営利活動団体等に全額お支払いいたします。
- ② ソフトバンクスマートフォン契約者ご本人以外の方を携帯電話料金等の請求先として設定されている場合は、第2条第1項(1)i(ア)に基づきなされた寄付に係る寄付金額についても、携帯電話料金等とあわせて当該請

請求先へ請求されますので、ソフトバンクスマートフォン契約者は、当該請求先から同意を得た上で、第2条第1項(1)i(ア)に基づく寄付の申込みを行ってください。なお、当社は第2条第1項(1)i(ア)に基づく寄付の申込みがなされた場合は、ソフトバンクスマートフォン契約者がかかる請求先から同意を得た上で、当該申込みを行ったものとみなします。

- ③ 都度寄付の申込みを行った場合は、当該都度寄付に係る寄付金額が、当該申込日の属する料金月の携帯電話料金等と合算して当社指定請求日に請求されます。なお、携帯電話料金等についてクレジットカード払いを選択されているソフトバンク契約者(以下「クレジットカード払い選択契約者」といいます)については、ご契約のクレジットカード会社から、当該クレジットカード会社所定の日に請求されます。
- ④ 継続寄付の申込みを行った場合は、当該継続寄付に係る寄付金額が、継続寄付の申込日の属する料金月の携帯電話料金等と合算して当社指定請求日に初回請求されます。翌月以降は、毎月、当該月における継続寄付応答日に当該継続寄付金額が課金され、当該継続寄付応答日が属する料金月の携帯電話料金等と合算して当社指定請求日に請求されます。なお、クレジットカード払い選択契約者については、ご契約のクレジットカード会社から、初回寄付分、次回以降分ともに、当該クレジットカード会社所定の日に請求されます。
- ⑤ 同一料金月において、同一の登録非営利活動団体等に継続寄付の申込みを複数回行った場合は、すべての継続寄付申込みに係る寄付金合計額が請求されます。ただし、同一URLの寄付金額選択画面から継続寄付の申込みを複数回行った場合、当該料金月(以下、本⑤において「申込料金月」といいます)については、すべての継続寄付申込みに係る寄付金合計額が請求されますが、翌料金月以降は、申込料金月における各URLの寄付金額選択画面から最後に行われた継続寄付の申込みに係る寄付金額のみが請求されます。寄付金額選択画面のURLの異同は、各URLの最後の3桁の数字で判別可能です。例えば、同一申込料金月X内に、登録非営利活動団体Aに対し“http~101”の画面から100円の継続寄付を行った後、“http~102”の画面から200円の継続寄付を行った場合、翌(X+1)月における継続寄付金額は200円ではなく、(100+200=)300円となります。
- ⑥ 当社が請求を行う際に発行する請求内訳書には、本サービスを利用して申込みを行った寄付金額が、携帯電話料金等の明細とは別に記載されます。クレジットカード払い選択契約者の場合は、当社の請求内訳書ではなく、クレジットカード会社の明細書等に本サービスを利用して申込みを行った寄付金額が記載されます。また、クレジットカード会社から請求される明細書等には、都度寄付の申込日、継続寄付の申込日(および毎月の継続寄付応答日)とは異なる日付が記載されることがあります。なお、クレジットカード払い選択契約者について、クレジットカードをご利用いただけない理由がある場合は、当社は、お客さまによる寄付のお申込みを当初よりなかったものとみなすことがあります。

(イ) Tポイントによる申込み

- ① 第2条第1項(1)i(イ)に基づき寄付申込みに利用されたTポイントは、当該寄付申込みをされたソフトバンク契約者の保有するTポイントから1ポイント=1円分として減算されます。当社は、受領した当該Tポイント金額を、当社が別途定める期日に、当該ソフトバンクスマートフォン契約者により選択された登録非営利活動団体等に全額お支払いいたします。寄付に利用されたTポイントは、My SoftBankにてご確認いただけます。

ii. ソフトバンクスマートフォン契約者以外の場合

- ① 第2条第1項(1)iiに基づき申し込んだ都度寄付に係る寄付金額を、当社指定クレジットカード会社のクレジットカードをご利用いただくことによりお支払いいただきます。クレジットカードご利用時には、寄付専用サイトにおいて、当該クレジットカード番号、有効期間、セキュリティコード、電話番号、メールアドレスを入力する必要があります。なお、当該クレジットカード会社からの当該寄付金額に係る請求は、当該クレジットカード会社が定める日に行われます。
- ② 当社は、クレジットカード会社から、お客さまの寄付に係る金額を受領後、その全額を、当社が別途定める日に、お客さまより選択された登録非営利活動団体等にお支払いいたします。

(2) ソフトバンク携帯電話からの架電による寄付申込み

- ① 第2条第1項(2)に基づき申込みがなされた寄付金額は、当該申込みを行った際に利用した通信回線に係る通信契約に基づき発生する月々の携帯電話料金等とあわせて当社にお支払いいただきます。なお、当社は、受領した当該寄付金額を、当社が別途定める期日に、当該ソフトバンク契約者により選択された登録非営利活動団体等に全額お支払いいたします。
- ② ソフトバンク契約者ご本人以外の方を携帯電話料金等の請求先として設定されている場合は、第2条第1項(2)に基づきなされた寄付に係る寄付金額についても、携帯電話料金等とあわせて当該請求先に請求されますので、ソフトバンク契約者は、当該請求先から同意を得た上で、第2条第1項(2)に基づく寄付の申込みを行ってください。なお、当社は第2条第1項(2)の申込みがなされた場合は、ソフトバンク契約者がかかる請求先から同意を得た上で、当該申込みを行ったものとみなします。
- ③ ソフトバンク携帯電話からの架電による寄付申込みを行った場合は、当該寄付に係る寄付金額が、当該申込日の属する料金月の携帯電話料金等と合算して当社指定請求日に請求されます。なお、クレジットカード払い選択契約者については、ご契約のクレジットカード会社から、当該クレジットカード会社所定の日に請求されます。
- ④ 当社が請求を行う際に発行する請求内訳書には、本サービスを利用して申込みを行った寄付金額が、携帯電話料金等の明細とは別に記載されます。クレジットカード払い選択契約者の場合は、当社の請求内訳書ではなく、クレジットカード会社の明細書等に本サービスを利用して申込みを行った寄付金額が記載されます。また、クレジットカード会社から請求される明細書等には、寄付の申込日とは異なる日付が記載されることがあります。なお、クレジットカード払い選択契約者について、クレジットカードをご利用いただけない事由がある場合は、当社は、お客さまによる寄付の申込みを当初よりなかったものとみなすことがあります。

第5条(本人認証の方法)

本サービスをご利用になるお客さまの本人認証は、次に定める方法により行われます。

(1) 寄付専用サイトからの寄付申込み

i. ソフトバンクスマートフォン契約者の場合

- ① 寄付の申込みにおける本人認証の方法は、次の方法のいずれかとなります。
 - (a) ソフトバンクスマートフォンを用いて、当社通信網から寄付専用サイトに接続した場合は、当該ソフトバンクスマートフォンに係る携帯電話番号を自動取得して、本人認証を行います。なお、ソフトバンクスマ

ートフォンのうち Android™搭載端末から、テザリングを利用して(アクセスポイントとして Android™搭載端末が使用される場合を除きます)または Wi-Fi(テザリングを除きます)経由で寄付専用サイトに接続された場合においても、当該 Android™搭載端末に係る携帯電話番号を自動取得して本人認証を行う場合があります。また、ソフトバンクスマートフォン(以下、本号において「子機」といいます)から、別のソフトバンクスマートフォン(以下、本号において「親機」といいます)をアクセスポイントとしたテザリングにより、親機に係る携帯電話番号を自動取得し本人認証が行われる場合があります。この場合には、子機から行われた第 2 条第 1 項(1)i(ア)に基づく寄付の申込みは、当該親機から行われたものとして取り扱われますので、十分にご注意ください。

(b) (a)に定める方法での本人認証がなされなかった場合は、My SoftBank にてソフトバンクスマートフォン契約者ご自身専用のパスワードを入力することにより、当社が定める条件に基づき、本人認証がなされます。なお、ソフトバンクスマートフォン契約者による本サービスのご利用が 2 度目以降の場合、当該パスワードの入力を省略することができます。

- ② 領収書発行希望申込みにおける本人認証は、My SoftBank にてソフトバンクスマートフォン契約者ご自身専用のパスワードを入力することにより、当社が定める条件に基づき、行われます。
- ③ 上記①(b)および②の場合において、誤ったパスワードが一定回数以上入力された場合は、当社は、当該ソフトバンクスマートフォン契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を一時停止することがあります。ソフトバンクスマートフォン契約者以外のお客さまの本人認証は、第 4 条(1)ii①の方法で入力されたクレジットカード番号、有効期限およびセキュリティコードが当該クレジットカード会社に認証されたことをもって行います。ソフトバンクスマートフォン契約者以外のお客さまが、ソフトバンク携帯電話以外のスマートフォン(以下、本号において「子機」といいます)から、ソフトバンクスマートフォン(以下、本号において「親機」といいます)をアクセスポイントとしたテザリングにより、子機から行われた第 2 条第 1 項(1)ii(ア)に基づく寄付の申込みは、当該親機から行われたものとして取り扱われますので、十分にご注意ください。

(2) ソフトバンク携帯電話からの架電による寄付申込み

本サービスに係る寄付専用番号に架電したソフトバンク携帯電話に係る携帯電話番号により、本人認証を行います。

第6条(料金)

本サービス自体のご利用は無料ですが、本サービスのご利用にあたり発生する通信については別途通信料がかかります。

第7条(寄付金の使用用途)

当社から登録非営利団体等に支払われた寄付金は、登録非営利団体等が使用用途を決定できるものとします。

第8条(本サービスのご利用)

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当該お客さまに対する本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または当該お客さまより既に申込みがなされた寄付について取り扱わないことがあります。

- (1) ソフトバンク契約者が、携帯電話料金等、その他当社に対して負っている料金債務を当社が定める期限内にお支払いいただいていることを当社にて確認できない場合、またはその支払いを怠るおそれがある場合
- (2) 通信契約約款の定めに従い、ソフトバンク契約者の通信契約に係る当社の電気通信サービスについて利用停止または利用の一時中断の措置がとられた場合
- (3) お客さまが、第2条に基づき申込みを行った寄付に係る金額を、支払期限内にお支払いいただいていることを当社にて確認できない場合、またはその支払いを怠るおそれがある場合
- (4) ソフトバンク契約者により本サービスによりなされた寄付の合計額が第2条に定める寄付専用サイト寄付上限月額または電話寄付上限月額を超える場合
- (5) お客さまによる本サービスの利用が、当社の業務に支障があると当社が判断した場合
- (6) お客さまが本規約に違反された場合
- (7) その他、当社がお客さまによる本サービスのご利用が不適切であると判断した場合

第9条(寄付金申込みの撤回・失効)

- 1 お客さまは、いかなる理由があっても、都度寄付の申込みが完了した後に、当該申込みを撤回することはできません。
- 2 ソフトバンクスマートフォン契約者は、いかなる理由があっても、継続寄付の申込みが完了した後に、継続寄付初回分については、当該申込みを撤回することはできません。
- 3 ソフトバンクスマートフォン契約者は、寄付専用サイトにて、2回目以降の継続寄付の申込みを停止することができます(なおこの場合にも第5条(1)に定める本人認証が行われます)。但し、継続寄付の申込みを停止した日が、その同一料金月における継続寄付応答日と同日またはそれ以降であった場合には、その料金月における寄付金請求を停止することはできません。
- 4 継続寄付の申込みを行ったソフトバンクスマートフォン契約者が、自らの通信契約に基づく契約者としての地位を他者に譲渡し、または承継させた場合は、譲渡承認日または承継承認日(譲渡または承継の申込みがなされた日の翌日)の翌日をもって、当該継続寄付の申込みは失効します。但し、譲渡承認日または承継承認日と同日またはそれよりも前に到来した継続寄付応答日に課金された寄付金額については、譲渡の場合には、譲渡を行ったソフトバンクスマートフォン契約者に請求され、承継の場合には、承継者に請求されます。
- 5 継続寄付の申込みを行ったソフトバンクスマートフォン契約者が、自らの通信契約を解約した場合は、当該解約日をもって、当該継続寄付の申込みは失効します。但し、当該解約日より前に到来した継続寄付応答日に課金された寄付金額については、当該ソフトバンクスマートフォン契約者に請求されます。
- 6 クレジットカード払い選択契約者の継続寄付に係る寄付金について、ご契約のクレジットカード会社の与信が通らなかった場合には、与信が通らなかった継続寄付分より以降の継続寄付の申込みは失効します。
- 7 継続寄付の申込みを行った寄付先が、本サービスにおける寄付先の対象ではなくなった場合には、対象外となった翌月以降の継続寄付の申込みは失効します。
- 8 ソフトバンクスマートフォン契約者が寄付専用サイトからの寄付申込みを行うことができないソフトバンク携帯電話に機種変更を行った場合には、機種変更承認日の翌日以降の当該継続寄付の申込みは失効します。なお、機種変更承認日以前に到来した継続寄付応答日に課金された寄付金額については、当該ソフトバンク契約者に請求されます。

- 9 お客さまは、いかなる理由があっても、継続寄付(クレジット)の申込が完了した後に、当該申込みを撤回することはできません。

第10条(個人情報等)

- 1 当社は、当社が保有するお客さまの個人情報およびお客さまから新たに取得する個人情報については、本サービスの提供を目的として利用するとともに、別途当社が定めるプライバシーポリシーに従い、管理・保有・利用します。また、お客さまから新たに個人情報を取得する際は、その都度利用目的を明示します。
- 2 当社は登録非営利活動団体等の活動内容を報告する目的、および当社が行う社会貢献施策を告知する目的で、お客様にご連絡を行う場合があります。
- 3 当社は、本サービスを提供するにあたって、当社が管理・運営する寄付専用サイトにおけるお客さまのアクセス履歴やダウンロード履歴等を収集し、お客さまに合わせたコンテンツを提供する等、お客さまの利便性向上のために使用することがあります。
- 4 第3条に基づき、当社から登録非営利活動団体等に通知した領収書発行希望申込者情報の、登録非営利活動団体等による管理・保有・利用に対して、当社は一切の責任を負いません。

第11条(法定代理人の同意)

未成年者のお客さまが寄付の申込みを行う場合には、必ず、法定代理人の方の同意を得てから行ってください。

第12条(免責)

- 1 当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を変更、中止または廃止することができるものとします。なお、当社は、当該措置により、お客さまその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社の責めに帰さない通信障害やお客さまのネットワーク状況により本サービスをご利用できない場合、当社はその責任を負わないものとします。
- 3 お客さまが本サービスを利用したことに伴い、あるいは本サービスで提供される情報により、お客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社はその賠償の責を一切負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスで提供されるコンテンツの安全性・有用性・正確性等について、明示または黙示にも一切保証をするものではなく、本サービスの変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供されるコンテンツ等の消失、その他本サービスに関連して発生したお客さまの損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5 ご利用のソフトバンク携帯電話等またはパスワードの紛失・盗難・不正利用等によりお客さまに損害または不利益が生じたとしても当社は一切責任を負わないものとします。

第13条(本規約の変更)

当社は、変更後の本規約を、当該変更の効力が発生する日以前に、当社ホームページに公表することにより、本規約を変更

できるものとする。本規約の変更後にお客さまが本サービスを利用された場合、お客さまは変更後の本規約に承諾されたものとみなします。

第14条(準拠法)

本規約についての準拠法は、日本法とします。

第15条(合意管轄)

本規約および本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発効日:2014年3月5日

最終改正日:2018年8月23日